

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2021年9月号 (Vol.20)

公職選挙法・政治資金規正法の留意点

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 公職選挙法・政治資金規正法違反の検挙件数等	弁護士 山田 徹 TEL. 03 6266 8747 toru.yamada@mhm-global.com
III. 公職選挙法・政治資金規正法違反の罰条等	
IV. 公職選挙法に関する留意点	弁護士 今泉 憲人 TEL. 03 6266 8937 kazuhiro.imaizumi@mhm-global.com
V. 政治資金規正法に関する留意点	
VI. おわりに	弁護士 重富 賢人 TEL. 03 5293 4917 kento.shigetomi@mhm-global.com

I. はじめに

2021年10月21日、衆議院議員の任期満了を迎えます。いまだ政局は混迷を極めており、衆議院が解散されるのか、解散されるとしてそれがいつであるのかは未だ不透明な状況です。しかし、本年11月28日までに衆議院議員総選挙が実施されることは確実であり、現在、全国の警察や検察は、公職選挙法違反の検挙・起訴に向けて、捜査体制を拡充・整備し、様々な情報収集・内偵捜査を行っているものと思われます。選挙犯罪の検挙件数・人員は、近年減少傾向にあり、数としては決して多いわけではありません。

また、政治資金規正法違反についても、政党（支部）や政治団体の政治資金収支報告書への虚偽記載等の立件例は枚挙にいとまがないものの、会社の役職員が直接被疑者として立件される例は、それほど多いわけではありません。

選挙や政治活動は、一見企業活動に直接関わりがないように思われるかもしれませんが。そのため、公職選挙法や政治資金規正法は、企業法務担当者の方々にとって身近な法律とは言い難く、選挙や政治団体等への寄附に絡む行為などについて、それがどの程度法令違反のリスクを孕んでいるかについて、即座に的確な判断を下すことが困難な場面も多いと想像されます。そこで、本ニュースレターでは、衆議院議員選挙を目前に控え、公職選挙法や政治資金規正法について留意すべきポイントを挙げます。

II. 公職選挙法・政治資金規正法違反の検挙件数等

公職選挙法違反の検挙件数及び検挙人員は、下記表1及び表2のとおり、近年減少傾向にあります¹。また、政治資金規正法違反の検挙人員は、下記表1のとおり、大きな増減はなく、毎年数十件程度となっています。

¹ 衆参両院議員選挙だけでなく、統一地方選挙が実施された年度は、検挙件数及び検挙人員が増加します。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

表1「公職選挙法及び政治資金規正法違反事件の検挙人員数」²

年次	選挙	公職選挙法（人員）	政治資金規正法（人員）
平成27年	第18回統一地方選	1084	40
平成28年	第24回参議院	251	68
平成29年	第48回衆議院	194	22
平成30年		138	32
令和元年／ 平成31年	第25回参議院 第19回統一地方選	720	41

表2「衆議院議員総選挙に関する公職選挙法違反の検挙件数」³

年次	選挙	公職選挙法（件数）
平成17年	第44回衆議院	258
平成21年	第45回衆議院	295
平成24年	第46回衆議院	108
平成26年	第47回衆議院	87
平成29年	第48回衆議院	41

Ⅲ. 公職選挙法・政治資金規正法違反の罰条等

公職選挙法違反・政治資金規正法違反の罪は、民主政治の根幹を揺るがす重大な犯罪です。本ニュースレターでは、企業法務において特に留意しておくべき買収罪（公職選挙法221条1項1号、同条1項4号など）、文書違反罪（公職選挙法243条1項3号、同法142条1項など）、寄附の量的制限違反罪（政治資金規正法26条）及び寄附の質的制限違反罪（政治資金規正法26条の2）を取り上げます。

これらの罪の法定刑は以下表3のとおりです。

表3「公職選挙法・政治資金規正法違反の法定刑等」

公職選挙法違反	
事前買収罪（公職選挙法221条1項1号）、 受事前買収罪（公職選挙法221条1項4号）	3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
文書違反罪（公職選挙法243条1項3号、同法142条1項など）	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
政治資金規正法違反	
寄附の量的制限違反罪（政治資金規正法26条）	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金

² 『令和2年版 犯罪白書』資料編 資料1-4「特別刑法犯 検察庁新規受理人員（罪名別）」より抜粋いたしました。

³ 総務省自治行政局選挙部『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』より抜粋いたしました。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

寄附の質的制限違反罪（政治資金規正法 26 条の 2）	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金
-----------------------------	-----------------------

IV. 公職選挙法に関する留意点

1. 買収罪に関する留意点

公職選挙法は、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもってなす、選挙人又は選挙運動者に対する金銭、物品その他の財産上の利益等の供与、その申込み若しくは約束、又は供応接待、その申込み若しくは約束を処罰対象としており（公職選挙法 221 条 1 項 1 号）、買収を受けること（受供与及び受供応接待）についても処罰対象としています（公職選挙法 221 条 1 項 4 号）。買収罪の成立には、必ず相手方（被買収者）の存在が必要であるため、捜査機関は、買収罪の捜査において、共犯者として被買収者の取調べを実施します。そのため、ある日突然、会社の役職員が捜査の対象となることもあり得るのです。

実際に何かをもらったり、接待を受けたりしなければ、受供与及び受供応接待に当たらないというわけではなく、供与及び供応接待を受けたことのほか、その「要求」をしたこと、さらには、「申込みを承諾」したことも処罰の対象となります（公職選挙法 221 条 1 項 4 号）。

会合や商談、その他社外の方との懇親会等の参加が、受供与又は受供応接待に当たるともありません。これらの会合の席において、他の参加者から選挙人への投票依頼があり、同時に金品や酒食の提供があったとしても、直ちに受供与又は受供応接待が成立するわけではありません。しかし、接待の経緯、出席者の顔ぶれや範囲、平素における交際の有無・内容等に照らし、当該会合が選挙運動の報酬又は謝礼目的で催されたと認定される場合（他の目的が併存する場合も含まれます。）、当該会合に参加した者に受供与罪又は受供応接待罪が成立する可能性があり、注意が必要です。

2. 文書違反罪に関する留意点

公職選挙法は、「次の各号に規定する通常の葉書及びビラのほかは、頒布することができない」と定め、法律で定められた文書以外の文書の頒布を処罰対象としています（公職選挙法 243 条 1 項 3 号、142 条 1 項）。ここでいう「文書」とは、「特定の選挙に関し、特定の立候補に当選を得させるため投票を得又は得させる目的で直接又は間接に必要なかつ有利な行為」を行うために使用すると推知され得る文書であると考えられています。具体的には、紙に記載されたものだけでなく、文字や絵を表示するもの、つまり、動画、スライド、ネオンサイン、たすき、看板及び電報等も含まれます。特定の候補者への投票を呼び掛ける動画は、「文書」に該当し得ることとなります。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

3. インターネットを利用した選挙運動に関する留意点

平成 25 年 5 月に施行された改正公職選挙法により、インターネットなどを利用する方法による選挙運動が解禁されました（公職選挙法 142 条の 3 から 142 条の 7）。

インターネットなどを利用する方法による選挙運動とは、ウェブサイトなどを利用する方法と電子メールを利用する方法とに分けられます。「電子メール」とは、一般的なメール方式である SMTP 方式のメール及び SMS によるメールを指します。

電子メールによる「文書」の頒布は、政党や候補者にのみ認められているため、一般有権者が電子メールを用いて「文書」を頒布することは公職選挙法違反となります。なお、Facebook や LINE などの SNS を用いた「文書」の頒布は、ウェブサイトなどを利用する方法に当たり、当該方法による「文書」の頒布は、公職選挙法違反とはなりません。

V. 政治資金規正法に関する留意点

政治資金規正法は、政治活動に関して寄附者が年間に寄附することのできる金額（量的制限）として、一の寄附者の総額の制限（総枠制限）と一の寄附者から同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）とに分けて規定しています（政治資金規正法 21 条の 3、同法 22 条）。また、政治資金規正法は、一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附や外国人・外国法人等からの寄附などについても規定しています（質的制限。政治資金規正法 22 条の 3）。

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいうとされており（政治資金規正 4 条 3 項）、会社の一室を無償貸与するような行為も寄附行為に該当することとなります。また、財産上の利益の供与又は交付が、労務提供の対価としての債務の履行としてなされる場合などは、寄附行為に当たらないこととなりますが、労務提供の対価としての債務の履行か否かは実質的に判断されるため、名目上は給与であったとしても、その支払いが寄附行為に該当する可能性もあることとなります。

政治資金規正法は、これら寄附行為の規制以外にも、政治資金パーティーについての規定も設けていますが、政治資金パーティー券の購入自体は、パーティー出席のための対価と考えられ、債務の履行としてなされたといえるため、寄附行為には当たらないと考えられています。しかし、出席予定の一切ない政治資金パーティーのパーティー券の購入は、実質的にみて、債務の履行としてなされたとはいえず、寄附行為に該当する可能性があると考えられます。

VI. おわりに

公職選挙法・政治資金規正法は、企業法務によって必ずしも身近な法律ではありませんが、企業活動が公職選挙法違反、政治資金規正法違反となるリスクについては、平素

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

から十分に留意しておくことが重要となります。

セミナー情報

- セミナー [『<危機管理連続セミナー（全5回シリーズ）>再発防止策からみる不正・不祥事の予防法 第1回「予算・ノルマ・インセンティブ」』](#)

視聴期間 2021年8月10日（火）～2021年11月25日（火）

講師 宮田 俊、新井 朗司

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー [『<危機管理連続セミナー（全5回シリーズ）>再発防止策からみる不正・不祥事の予防法 第2回「取引関係・取引先の管理」』](#)

視聴期間 2021年8月24日（火）～2021年11月25日（火）

講師 木山 二郎、村田 昇洋

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー [『<危機管理連続セミナー（全5回シリーズ）>再発防止策からみる不正・不祥事の予防法 第3回「品質・データ偽装」』](#)

視聴期間 2021年9月14日（火）～2021年11月25日（火）

講師 山内 洋嗣、奥田 敦貴

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー 『海外グループガバナンス・海外コンプライアンスの実務 ～「ビジネスと人権」や新型コロナウイルス等の最新対応も含めて～』

視聴期間 2021年9月30日（木）10:00～2021年12月1日（水）17:00

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務
- セミナー 『第4673回金融ファクシミリ新聞社セミナー「公益通報者保護法に則った内部通報者制度の構築方法」』

開催日時 2021年10月12日（火） 13:30～15:30

講師 山内 洋嗣、山田 徹

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
- セミナー 『今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応 ～ウイグル・ミャンマー等の最新動向も含めて～』

視聴期間 2021年10月21日（木）10:00～2021年12月21日（火）17:00

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- セミナー 『不正・不祥事の防止体制を構築するための要点—過去の発生事例とその後の再発防止策を参照しながら—』
開催日時 2021年11月18日(木) 9:30~11:30
講師 山内 洋嗣、山内 裕雅
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- MHM マイページを開設いたしました
2021年9月10日(金)、当事務所では、セミナー、ニュースレター、書籍・論文、官公庁からの公表事項等に関する情報を一元的に収集・閲覧できるポータルサイトとして、「MHM マイページ」を開設いたしました。
MHM マイページは、ご登録いただければいつでもご利用いただけるオンラインサービスです。

《MHM マイページでできること》

①当事務所主催セミナーのお申込みや動画・資料の閲覧

- ・当事務所主催セミナーへのお申込み、お申込み後の変更・キャンセル
- ・当事務所主催オンデマンド配信セミナーの動画視聴
- ・当事務所主催セミナーで配布した資料の閲覧

その他、当事務所主催セミナーに関して、当事務所の公式ウェブサイトに掲載されていないコンテンツをご覧いただけます。

②ニュースレターの配信登録・停止

ニュースレターの配信登録・停止ができるほか、一覧やキーワード検索からバックナンバーへアクセスいただけます。

③関心分野に関する情報の一括収集・メール受信

関心のある分野/キーワード/弁護士に関連するニュースレター/セミナー/著書・論文/法務トピックスを、メールで定期的に受信するよう設定できるほか、MHM マイページのトップページや「お気に入り」ページに集約することができます。

④今後もお役に立つコンテンツを増やしていく予定です

ご登録・ご利用についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

- 藤津 康彦 弁護士のコメントが、日本経済新聞 19 面『米贈賄規制に高まる警戒、バイデン政権が摘発再開、各国でリスク、企業、内部統制強める』と題した記事に掲載されました

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com